

次期学長候補者の選考結果の公表について

国立大学法人高知大学学長選考等規則（平成 19 年 7 月 25 日規則第 29 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、次期学長候補者を選考したので、同条第 4 項の規定により下記のとおり公表する。

記

1. 次期学長候補者の氏名・経歴・任期

- (1) 氏名 受田 浩之（うけだ ひろゆき）氏（満 63 歳）
- (2) 経歴 別添 略歴書のとおり
- (3) 任期 令和 6 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（4 年間）

2. 学長選考手続きの概要

(1) 学長選考手続きの改善

学長選考・監察会議では、高知大学における学長選考をよりよくしていくため、令和 3 年度に実施した前回の学長選考の経験を基に改善方策について検討を重ね、今回の学長選考から改善を実施した。改善の内容と当会議における検討の経緯については、随時学内に公表してきたところであるが、主な改善点は以下の 3 点である。

- ① 当会議では候補者の推薦を受けて選考しているが、従来行われていた経営協議会と教育研究評議会からの推薦を廃止し、推薦資格者による推薦に一本化した。
- ② 学内関係者の問題意識を調査し、それも参考として、当会議として、高知大学の運営における課題と思われる事項を整理して学長選考基準に反映し、候補者にそれを踏まえた所信表明書の提出を求め、選考に活用した。
- ③ 学長候補者の最終選考後、速やかに行う選考の結果と理由の公表において、選考理由について、より具体的な内容を公表することとした。

(2) 手続きの実施実績

○ 学長選考基準の改正

学長選考基準の既存 5 項目に、選考手続改善の 2 番目の柱を実施するため、6 番目の項目を追加。

- 所信表明書において見解・方針を示すことを求める事項の決定
学内意向調査（大学運営に対する問題意識についての調査）の結果や学内関係者（理事、若手教職員）へのヒアリング結果などを参考に決定。
- 推薦代表者、被推薦者（学長候補者）へのヒアリングの実施
第1次学長候補者の選考に先立って、学長候補者からは提出された所信表明書をもとに所信について、推薦代表者からは提出された推薦書をもとに学長候補者が学長選考基準を満たす人物であることについて、学長選考基準及び見解・方針を示すことを求める事項に照らし聴取。
- 第1次学長候補者へのヒアリング、最終選考
所信表明の会を開催し、学内関係者の前で所信を表明する機会を設けるとともに、学内意向調査（候補者や所信の評価等についての調査）を実施して、これらの結果も参考に、第1次学長候補者に対しヒアリングを実施し、最終選考を委員の合議により実施。

（手続きの経過）

令和5年3月16日 ～3月17日	理事へのヒアリングを実施
令和5年4月10日	令和5年度における学長選考手続について（お知らせとお願い）をグループウェアに掲示 （あわせて学内意向調査の実施方法等を学内に公表）
令和5年5月10日 ～5月16日	学内意向調査（大学運営に対する問題意識についての調査）を実施 本調査は結果を学内に公表するものとして実施
令和5年6月21日	学内意向調査（大学運営に対する問題意識についての調査）の結果を学内に公表
令和5年6月28日	若手教職員を対象とするヒアリングを実施
令和5年6月29日	第55回学長選考・監察会議において、学長選考基準を改正、所信表明書に記載し、見解・方針を示すよう求める事項、選考日程を決定
令和5年7月6日	改正した学長選考基準及び所信表明書に記載し、見解・方針を示すよう求める事項を学内に公表
令和5年8月1日	次期学長候補者の選考日程を公示

	推薦資格者に、学長候補者の推薦を依頼
令和5年8月22日	学長候補者の推薦締め切り（期間中に、受田浩之氏、菅沼成文氏の推薦書類が提出された。）
令和5年8月23日 ～8月25日	第56回学長選考・監察会議（書面会議）において、提出された書類に関し補正を求める旨を決定
令和5年9月4日 ～9月7日	第57回学長選考・監察会議（書面会議）において、補正された書類を含む提出書類による2名の推薦を受理する旨を決定
令和5年9月15日	第58回学長選考・監察会議において、被推薦者（学長候補者）及び推薦代表者に対しヒアリングを実施の上、受田浩之氏、菅沼成文氏を第1次学長候補者として決定
令和5年9月22日	第1次学長候補者の選考結果、所信表明の会の実施、学内意向調査（候補者や所信への評価等についての調査）の実施方法、第1次学長候補者の略歴書及び所信表明書を学内に公表
令和5年10月18日	所信表明の会を実施
令和5年10月23日 ～10月27日	学内意向調査（候補者や所信への評価等についての調査）を実施 本調査は結果を公表しないものとして実施
令和5年11月15日 ～11月16日	第59回学長選考・監察会議（書面会議）において、意向調査の結果を報告するとともに、第1次学長候補者にヒアリングに先立って送付する質問事項を決定
令和5年11月20日	候補者に対して質問事項を送付
令和5年11月29日	第60回学長選考・監察会議において、第1次学長候補者に対しヒアリングを実施し、合議により次期学長候補者を決定
令和5年11月30日	選考結果を公表

3. 最終選考の結果と理由

- ① 学長選考基準の「求められる学長像」6項目に基づき、所信表明書の記載内容等を材料として検討した。
- ② 幅広い観点、論点について検討を重ね、着目した主な点は以下の通りである。
 - 「求められる学長像」のうち、第1～5項目について、両候補とも基準を満たしており、両者の間に特に遜色はないと判断した。
 - 第2項目について、受田候補が地域連携に関する高知大学のこれまでの取組みを主導して成果を挙げるとともに、それを発展させる具体性のあるビジョンを所信表明書に示していることが評価できる。
第3項目について、菅沼候補が大学の現状に対する危機感とともに、教育研究を重視して現状を変革するビジョンを所信表明書に示していることが、学内関係者の間でリーダーシップとして受け止められていると第2回学内意向調査から認められる。
第4項目について、受田候補が国、自治体、地域産業界などと密に交渉を行い、協力を進めてきた実績を挙げるとともに、今後の取り組み方について考え方を所信表明書に示しており、実効性ある取組みが期待できる。
 - 第6項目について、学長選考・監察会議が候補者に所信表明書において見解・方針を示すことを求めた、高知大学の運営に関する課題に対して、受田候補は課題全般に対する見解・方針を記載しているのに対し、菅沼候補は見解・方針を記載していないところがある。例えば、働き方改革やワークライフバランスに留意した業務運営の改善は大学運営上の重要課題であるが、受田候補が具体的な提案をしているのに対し菅沼候補は具体的に言及していない。
 - 第6項目について、受田候補は、所信表明書において、本学のこれまでの地域貢献等の取組みを継承して発展させるための具体的方策を提案するとともに、教職員の働き方を始めとする大学運営の基盤的な課題についても具体的に提案していることが評価できる。社会の変化に応じて今後高知大学に起こるであろう様々な課題に対して具体的な取組みを進めていくことが期待できる。

- 第6項目について、菅沼候補が所信表明書においてセカンドティアとしてのポジションの確立など意欲的な提案をしていることが、本学をどのようにしたいのかの熱意を伝えるものと学内関係者の間で受け止められていると第2回学内意向調査から認められる。他方、最終選考の際のヒアリングにおいて、学長任期4年間にはセカンドティアではなくサードティアを目指すの説明が修正されるなど、所信表明書の作成に当たって具体的な検討が十分には行われなかったのではないかとと思われるところがあった。
- ③ 以上の検討結果を総合的に判断して、受田候補を次期学長候補者に選考した。

なお、総合的に見ても両候補の間に特に遜色がないのではないかと一部の少数意見があった。

4. 学長選考・監察会議の構成員（◎は議長）

経営協議会学外委員

- ◎岩瀬 公一（国立研究開発法人科学技術振興機構研究開発戦略センター 上席フェロー）
- 河合 雅司（一般社団法人人口減少対策総合研究所 理事長）
- 北 泰子（高知機型工業株式会社 取締役副社長）
- 中島 和代（なかじま企画事務所 代表）
- 野並 誠二（医療法人野並会高知病院 理事長）
- 山崎 道生（一般社団法人高知県工業会 会長）

教育研究評議会評議員

- 岩佐 和幸（人文社会科学部長）
- 小島 郷子（教育学部長）
- 津江 保彦（理工学部長）
- 降幡 睦夫（医学部長）
- 枝重 圭祐（農林海洋科学部長）
- 大石 達良（地域協働学部長）

以 上

令和5年11月30日

国立大学法人高知大学学長選考・監察会議

略歴書

氏名 受田 浩之（うけだ ひろゆき）氏

生年月日 昭和 35 年 3 月 12 日

学歴（最終）	昭和59年3月 九州大学大学院農学研究科修士課程食糧化学工学専攻修了 平成2年1月 九州大学・農学博士
職歴	昭和61年8月 九州大学農学部助手 平成3年2月 ドイツ国立バイオテクノロジー研究所（the German Research Centre for Biotechnology）客員研究員（～平成4年2月） 平成3年4月 高知大学農学部助教授 平成16年12月 高知大学農学部教授 平成17年5月 高知大学地域共同研究センター長兼務（～同年6月） 平成17年7月 高知大学国際・地域連携センター長兼務（～平成26年3月） 平成18年4月 高知大学副学長（国際・地域連携担当）兼務 平成20年4月 高知大学教育研究部自然科学系農学部門（農学部専任担当）教授 平成22年4月 高知大学教育研究部総合科学系生命環境医学部門（農学部専任担当）教授 平成26年4月 高知大学地域連携推進センター長兼務（～平成30年9月） 平成27年4月 高知大学地域協働学部教授 平成30年4月 高知大学副学長（地域連携・広報担当）兼務 平成31年4月 高知大学理事（地域・国際・広報・IR担当）・副学長 令和4年4月 高知大学理事（地域連携・国際連携・広報担当）・副学長 現在に至る

国立大学法人高知大学学長選考基準

平成27年6月22日

学長選考会議決定

最終改正 令和5年6月29日

国立大学法人高知大学学長選考・監察会議は、国立大学法人高知大学学長選考等規則第4条第2項に基づき、以下のとおり学長選考基準を定める。

I. 求められる学長像

国立大学法人高知大学学長は、本学の掲げる理念と基本目標のもと、以下に示す資質・能力を有していることが求められる。

1. 人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有すること。
2. 地域を基盤とした総合大学として、地域社会への貢献を深化・発展させ、地域に欠くことのできない大学として存立基盤を強化するマネジメント力を有する者であること。
3. 本学の将来を見通し、強いリーダーシップをもって目標・計画を策定し、その達成のため明確なビジョンを示し実行する者であること。
4. 本学の代表者として、社会の各界との交渉能力に優れ、幅広い理解・協力を得ていく調整力を有する者であること。
5. 構成員の幅広い支持を受け、学内の総合的な合意形成に配慮しつつ、理解を得るためのコミュニケーション能力を有する者であること。
6. 学内関係者の問題意識を踏まえて学長選考・監察会議が候補者に見解・方針を示すことを求めることとする高知大学の運営における課題と思われる事項について、明確で妥当性があると思われる見解と方針を有する者であること。

II. 学長選考の方法

学長選考・監察会議は、国立大学法人高知大学学長選考等規則（以下「選考等規則」という。）及び国立大学法人高知大学学長選考等に関する細則（以下「細則」という。）に基づき、学長候補者を選考する。

1. 選考の時期（選考等規則第3条）
 - （1）学長の任期が満了するとき
 - （2）学長が辞任を申し出たとき
 - （3）学長が解任されたとき
 - （4）学長が欠員となったとき
2. 候補者の推薦（選考等規則第5条、細則第2条）

学長選考・監察会議が、推薦資格者20人以上の連署による候補者の推薦

を求める。

【推薦資格者（次のいずれかに該当する者。学長選考・監察会議委員を除く。）】

○学長、理事

○専任の大学教員

○専任の事務職員等（係長相当以上・副看護師長相当以上）

○附属学校園の副校長、主幹教諭、主事及び副園長

○経営協議会学外委員

○教育研究評議会評議員

3. 第一次学長候補者の選考（選考等規則第6条、細則第5条）

学長選考・監察会議が、学長候補者推薦届出書、推薦書、履歴書、業績概要及び所信表明書により候補者及び推薦代表者にヒアリングを実施した上で、第一次学長候補者の選考を行う。

候補者が3人を超える場合は、第一次学長候補者を3人とするを基本とする。

4. 所信表明の会（選考等規則第7条、細則第7条）

学長選考・監察会議は、第一次学長候補者に所信を表明する機会を設ける。

5. 学内意向調査（選考等規則第8条から第11条）

学長選考・監察会議は、候補者に見解・方針を示すよう求める事項の決定や候補者へのヒアリング等の選考手続の参考とするため、大学運営に対する問題意識、候補者への支持、その理由その他の学長選考・監察会議が別に定める事項について、推薦資格者に対し、意向調査を行う。

意向調査は、選考手続の開始に先立って行う大学運営に対する問題意識についての調査と所信表明の会後に行う候補者や所信等に対する調査の2回行う。

6. 最終選考（選考等規則第13条）

学長選考・監察会議は、学内意向調査の結果も参考に第一次学長候補者に対してヒアリングを実施の上、学長候補者の最終選考を行う。

7. 学長候補者の公表（選考等規則第13条）

学長選考・監察会議は、学長候補者の選考結果その他、文部科学省令で定める事項を公表する。

Ⅲ. 学長の任期

学長の任期は、4年とし再任を妨げない。ただし、引き続き6年を超えて在任することはできない。（選考等規則第14条）

IV. 学長の評価

学長選考・監察会議は、学長の任期中の業績について、評価を行う。（選考等規則第14条、細則第16条）

1. 実施時期

学長の任期が4年の場合は在任2年目の末までに、任期2年（再任）の場合は1年目の末までに実施する。

2. 実施方法

- (1) 学長にヒアリングを実施
- (2) 監事に意見を求める

3. 公表

学長選考・監察会議は、業績評価結果を学内掲示板に公表する。

V. 学長の解任

学長選考・監察会議は、選考等規則に基づき、解任審査を行ったうえで解任を決議する。（選考等規則第15条から第18条）

1. 解任請求

- (1) 委員の4人以上の連署による請求
- (2) 経営協議会からの請求
- (3) 教育研究評議会からの請求
- (4) 学長の推薦資格者200人以上の連署による請求

2. 解任審査

- (1) 解任請求を行った者からその理由について聴取
- (2) 解任請求に対する学長の意見陳述

3. 公表

- (1) 解任請求があったとき
- (2) 解任を決議したとき

VI. 関係資料

○高知大学の理念と基本目標

<http://www.kochi-u.ac.jp/outline/rinen.html>

○国立大学法人高知大学組織規則

http://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/110001.pdf

○国立大学法人高知大学学長選考会議規則

http://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/120004.pdf

○国立大学法人高知大学学長選考等規則

http://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/120012.pdf

○国立大学法人高知大学学長選考等に関する細則

http://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/120013.pdf